

権利擁護部会 令和6年度活動報告及び令和7年度活動計画

令和6年度活動報告

開催回数 及び開催 日	3回 令和6年7月18日（第1回）、令和6年11月22日（第2回）、 令和7年1月28日（第3回）
出席機関	呉安芸地域障害者就業・生活支援センター、障害児相談支援事業所歩歩、歩歩江田島、スカイ江田島、パラレル、おひさま、サンライズ柿浦、グループホームオリーブ、SEL P江能、ワークセンターおおきみ、誠心園相談支援事業所ユウカリ、自立支援センターあおぞら、社協地域福祉課、社協総務課、くらしサポートセンターえたじま、権利擁護センターえたじま、民生委員児童委員協議会、人権擁護委員会、市福祉保健部高齢介護課、市福祉保健部子育て支援課、障害者相談支援事業所江能、江田島市障害者生活支援センター、市福祉保健部社会福祉課
活動内容	<p>1 合理的配慮の義務化における当事者の理解及び各機関における取組について</p> <p>(1) グループホームオリーブ 当事者はほとんど理解できていないと思われる。今後、周知が課題。新館にはスロープや手すり、車いす対応トイレあり。意思を伝えられない方には筆談やジェスチャーを使用するなど、日頃から障害特性にあった支援を行っている。</p> <p>(2) SEL P江能 利用者は「合理的配慮」の意味、どういうものかが、なかなか理解できていない。絵やポスターでも示すが、理解は難しい。理解してもらうことが課題。 車いすの方が通れるように通路に物を置かない、お金の支払い（小銭の使い方）がわからない方には商品の金額を確認し、スムーズに支払えるように準備するなど、その人に合った配置を工夫して行っている。 言葉での表現が難しい方には選択肢を提示するなどして意思疎通が取れるように配慮している。事業所としては支援として合理的配慮が当たり前になっている。日々の困りごとを確認しながら、本人に沿った変更を日々の支援の中に取り入れている。</p> <p>(3) ワークセンターおおきみ 支援するに当たって、道具を取りやすいようになど環境を整えている。言葉が出にくい方に対しては図や絵、写真を利用し、工夫している。合理的配慮の理解は難しい部分があり、ポスター等で周知はするが実際のイメージとして理解しづらい。地域生活勉強会で今後伝えていければと思っている。</p> <p>(4) 自立支援センターあおぞら 利用者の理解、認識は得られていない。 施設に和式トイレがあり、限られた人しか使えないので配慮できていない。利用者の高齢化に伴い杖の使用や躓きがある方がおられ、歩きやすい環境等に変更していかないといけない。外国籍の方の利用者に対して言語の理解のため、できる限り分かりやすいもの（ひらがな、単語で記</p>

載など)にするよう配慮している。一人ひとりが利用しやすい、人権、権利が守られるようにしていく。

(5) 人権擁護委員会

合理的配慮をポスター等で当事者に理解してもらうのは難しい。支援者が合理的配慮についてどれだけ理解しているかを問い直す必要がある。障害の有無に関わらず、「働きやすい環境づくりや生活しやすい環境づくりをしてもらえるよう要求できる」ということが、合理的配慮の基本的な視点。その声をしっかり聴いて事業者ができること、できないことを考え、建設的な対話をし、お互いが合意できるところまで話し合い環境を作っていくことが合理的配慮の目指すところ。

当事者自身が声を出すのが難しいように感じた。支援者がいかにそういう視点をもって関わっていけるかが重要。

人権擁護委員の仕事は相談を受ける、啓発し、課題解決に取り組んでいく。現状、実態を十分把握する機会が少ない。何ができるのか関わっている人との連携を図りながら、より確かな方法を提案できるように、事業所と相談、連携しながら推進していく必要がある。

(6) 民生委員児童委員協議会

「合理的配慮」は以前からやっておかなければならないことが言葉になったものではないか。教える、補助する、支援する立場になると、絵で描いたもの(補助的な物)を作っておいた方がわかりやすい。本人に理解してもらう努力をしていかないといけない。

支援者の中だけで合理的配慮に取り組んでいても仕方ないので、次の段階として一歩外に出る、地域に入って、ほかの人の考え方を変えていけるように取り組んでいく必要がある。事業所を訪問してミーティングをするのも一つの入り方。

(7) 市社会福祉課

当事者がこのことについて認識、理解していないと事業所を離れて仕事に就いた際に合理的配慮を得られなかったり、おかしいと認識できなかったりする。本人が合理的配慮の必要性を認識して発信していかないといけない。

当事者がなかなか「助けて」と言えない。事業所では当たり前だが、外出時など、今までできないのが当たり前で諦めていたところを改善していかないといけない。外に出ていく時に合理的配慮がなされていない認識を持ち、それを変えていく、当事者もそれを訴えてもいいと言いやしくしていく必要があり、一般事業者等の理解を深めていけるように取り組みたい。

(8) 子育て支援課

保育現場で考えると、個々の対応が求められるようになっており、保育の内容が変わってきている。今まで通りの保育でも「不適切保育」と言われるようになってきている。研修の中でも力を入れてかないといけない。

保護者から配慮についての申出があった場合は、できる範囲でこども園で工夫し、行うのが難しい場合は子育て支援課に相談があることもある。お互いが納得できるよう、建設的対話になるように工夫している。

(9) 高齢介護課

基本的にはサービス事業所等では合理的配慮がなされて、運用されている。権利擁護に関しては高齢者の虐待ケースはあがってくることがあ

るので、その時には会議開催や訪問等の必要な対応をしている。また、研修会の実施等により権利擁護に取り組んでいる。
虐待ケースの相談は本人、家族、民生委員等、様々。ケースも身体的、経済的等、様々。

(10) 権利擁護センター

事業としてはかけはしと後見制度の実施。その中で本人の財産等を心情面も含めてサポートしていく。
当事者と関わる機会が多いので、支援者自身も虐待や合理的配慮について理解を深めていって、本人の困りごとを聞いていく中で対象の出来事があった時は本人と話をしていけないといけないと感じた。

2 講演「合理的配慮って言うけど、なんなん？」

日時 令和6年11月22日(金) 10:00~12:00

講師 社会福祉法人共助会 時計台相談支援事業所
相談支援専門員 小田 卓 氏

参加者 29名

アンケート集計結果の共有。

- ・あまりこういう機会がない。そういう情報はどんどん出してもらえたらと思う。わからないことは恥じゃないので、聞いたらいい。
- ・江田島市民の何%が知っているかと思うと、あまりにも情報がない。こういう情報をいかに広げていくか。どう周知していくかを考えないといけない。

3 来年度の取組及び検討課題について

(1) 合理的配慮の義務化における周知について

- ・当事者だけでなく市民に対しての周知が必要。
- ・広報欄の活用。間に入るとわからなくなるので、毎月のお知らせページやスペースを設けてもらい記事を載せてはどうか。そこで知ってもらおう。
みんなが連携でやれば1つの問題が3つ片付くかもしれない。
- ・人権擁護委員の仕事の1つに心配ごと相談がある。しかし、人権相談がでてきていない。それが問題。啓発活動としてサロンや自治会で勉強会をするなど、身近なところでやっていけないといけない。
施設での課題など、実態をよく知る機会があると言い。具体的な問題を把握するためにつながりをどう持つかが大切。
- ・担当者だけが真剣にやるだけでなく、市民全体で支えていくという考え方をどう広げていくかが大切。市民の一人ひとりが、「知らせる、理解を図ろうとする、動こうとする市民」になること。
- ・4年度に障害者計画を策定する際、障害者に対してアンケート実施。障害者の方が感じる「障害への理解が深まっていますか」との問いに対して「深まった」「やや深まった」が37%だった。市民の方にも障害に対する正しい理解を普及していけないという課題とは認識している。
- ・障害者の結婚や子育てに関して、周囲の人の理解、支援がないと結婚や子育てができないとの話があった。きちんと支援を受けて社会に出ることで周りの理解も深まっていって、地域の人でもできないところを支えようと思う。江田島の中では主張していい権利を言えていないのではないか、と思う。本人の話の中からきちんと取り上げられているか。
- ・具体的な問題も意識してやっていけないといけないと思う。具体的な問題を把握して対応できるような話題を部会でも協議できればと思う。

	<ul style="list-style-type: none"> ・作業所で明るく話をしてくれる人もひとりになった時の暗さもある。声かけが大事。声をかけてあげることによって自分が独りぼっちじゃないと気付く。支えを、いかにみんなができるか。 <p>(2) 検討課題について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当事者、市民に向けた合理的配慮の周知について ・合理的配慮等、権利擁護に関する対応事例の共有 ・中核機関の現状報告、情報共有 <p>(3) 開催回数 年3回</p>
--	--

令和7年度活動計画

開催回数	3回
出席機関	権利擁護センターえたじま、人権擁護委員会、民生委員児童委員協議会、市市民生活部人権推進課、市福祉保健部高齢介護課、市福祉保健部子育て支援課、障害者相談支援事業所江能、江田島市障害者生活支援センター、市福祉保健部社会福祉課
検討内容	<ul style="list-style-type: none"> ・当事者、市民に向けた合理的配慮の周知について ・合理的配慮等、権利擁護に関する対応事例の共有 ・中核機関の現状報告、情報共有